

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)新浜田ウィンド
ファーム発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年10月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、島根県知事及び広島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 島根県浜田市及び益田市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 56,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 7月 3日
環境大臣意見受理	平成30年 9月14日
経済産業大臣意見発出	平成30年10月 1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年12月 6日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月 5日
島根県知意見受理	令和 元年 6月 4日
広島県知意見受理	令和 元年 5月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 6月26日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 5年 1月11日
住民意見の概要等受理	令和 5年 4月20日
島根県知意見受理	令和 5年 8月17日
広島県知事意見受理	令和 5年 8月17日
環境大臣意見受理	令和 5年 8月25日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年10月 4日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、須之内
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、保安林や保護林等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直しについて

9号機及び10号機は、林野庁により設定されている十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林及び十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林に近接しており、風車ブレードの回転範囲が当該保護林の上空にかかる計画となっている。当該風力発電設備の設置は、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」(令和3年9月林野庁)等に基づき関係機関との調整を行い、許可が得られない限りは設置の回避又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(4) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、既設の風力発電所が稼働していることに加え、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼が

あった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 水質に対する影響

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況のモニタリング結果や専門家からの助言等を踏まえ、必要に応じてクマタカの繁殖影響の回避・低減に十分な工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 両生類及び魚類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の水場では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイワミサンショウウオ及びチュウゴクブチサンショウウオ等

の重要な両生類及び「環境省レッドリスト 2020」に基づく絶滅危惧Ⅱ類に分類されているゴギ等の重要な魚類の生息が確認されている。

これらの種は水環境の悪化に対して脆弱であり、特に繁殖場所への濁水流入の回避には確実を期すことが求められるため、本事業の実施に伴う重要な両生類及び魚類への影響を回避する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を防止する必要がある箇所において、沈砂池や土堤、素掘側溝、土砂流出防止柵の設置等の環境保全措置を適切に実施すること。また、これらの環境保全措置の具体的な位置及び施工方法について、評価書に記載すること。

イ 工事中において、重要な両生類及び魚類の生息場所となる河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないかを確認するため、目視確認等による環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

ウ イワミサンショウウオの生息地の改変を回避するため、現地の地形状況や関係機関等との協議状況等を踏まえ道路線形を見直すこと。見直しても生息地の改変を回避できない場合、適切な水場へ移植する等の環境保全措置を実施すること。

エ イワミサンショウウオの移植を実施する場合は、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施すること。

(4) 植物及び生態系への影響について

9号機及び10号機並びに当該風車周辺の管理用道路に係る改変箇所は、林野庁により設定されている十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林及び十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林に近接している。準備書では、当該保護林の改変を回避し、改変される群落はすべて植生自然度7以下となっていること等から重要な植生に対する影響は低減できているものと予測されている。加えて、保護林の指定範囲は北斜面側であり、改変箇所は尾根を挟んで南斜面側に位置するよう計画されていること、かつ、現存の樹林帯を可能な限り残す計画としていることから、保護林の設定目的である「希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術研究等に資すること」(以下、「保護林の機能」という。)への影響のおそれへの一定の配慮がなされている。一方、保護林に近接する樹林帯の改変を行うことで、新たに生じる林縁部の風況や日照等の気象環境が変化し、林縁部に近い大径木等の立ち枯れ等による影響のおそれが想定される等、保護林の機能への影響の予測には不確実性が伴う。

このため、保護林の機能への影響を回避又は低減する観点から以下の措置を講ずること。

- ア 改変区域と保護林の指定範囲が近接していることから、風況や日照等の気象環境が変化することによる保護林の機能への影響について予測・評価を行い、検討結果を評価書に適切に記載すること。
- イ 検討した結果を元に、必要に応じ保護林からの十分な離隔距離の確保等、適切な環境保全措置を実施すること。
- ウ 関係機関と調査対象、調査内容、調査期間等を調整した上で、改変後の樹林の状況を適切に環境監視すること。また、環境監視の結果、保護林の機能への重大な影響が認められた場合は、関係機関へ速やかに連絡するとともに、専門家等からの助言を踏まえて追加的な環境保全措置を講ずること。
- エ 環境監視の結果を適切な方法で公表し、透明性を確保すること。

(5) 景観に対する影響

選定している主要な眺望点以外にも、八幡高原カキツバタの里を眺望点に追加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。